

# 山梨県公報

第千二百八十四号

平成十四年

五月二日

木 曜 日

## 目 次

告示	目次	
自衛官の平成十四年度募集	.....	二四三
使用料の収納事務の委託(二件)	.....	二四四
結核予防法に基づく医療機関の指定	.....	二四四
使用料の徴収事務の委託	.....	二四四
土地改良区の解散の認可(二件)	.....	二四四
土地改良事業計画の適当決定	.....	二四四
公告		
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	.....	二四五
開発行為に関する工事の完了(二件)	.....	二四五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了	.....	二四五
土地改良区役員の退任及び就任	.....	二四六
企業局		
丘の公園利用料等及びまきばレストラン飲食料金等の徴収事務の委託に関する告示	.....	二四六
人事委員会		
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	.....	二四七
平成十四年度山梨県職員採用上級試験の実施	.....	二四七
公安委員会		
高速自動車国道中央自動車道の通行禁止制限その他の交通規制の告示の一部改正	.....	二五〇
遊技機の型式の検定	.....	二五二
技能検定員等審査の実施	.....	二五三
その他		
落札者等の決定について	.....	二五四

## 告 示

**山梨県告示第百二一号**

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成十四年度男子の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。

平成十四年五月二日

山梨県知事 天 野 建

### 一 採用予定数

- 1 平成十四年七月採用(陸・海・空自衛官 若干名)
- 2 平成十四年十月採用(陸・海・空自衛官 若干名)
- 3 平成十五年三・四月採用(陸・海・空自衛官 約四十名)

### 二 募集期間

- 1 平成十四年七月採用 平成十四年五月七日(火)から同年六月二日(日)まで
- 2 平成十四年十月採用及び平成十五年三・四月採用 平成十四年八月五日(月)から同年九月六日(金)まで

### 三 受付場所

- 甲府市北新一丁目七番九号 自衛隊山梨地方連絡部本部
- 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 自衛隊山梨地方連絡部甲府募集案内所
- 大月市御太刀二丁目八番十号 自衛隊山梨地方連絡部大月募集事務所
- 西八代郡三珠町上野六百十三番地 自衛隊山梨地方連絡部三珠分駐所

### 四 試験期日

- 1 平成十四年七月採用 平成十四年六月三日(月)午前九時から午後五時まで
- 2 平成十四年十月採用及び平成十五年三・四月採用 平成十四年九月十七日(火)午前九時から午後五時まで又は同月十八日(水)午前九時から午後五時までのうちいずれか一日を指定し、志願者に通知する。

### 五 試験場

- 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 自衛隊北富士駐屯地

### 六 応募資格

- 1 日本国籍を有し、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の男子
- 2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有する者
- 3 次に掲げる欠格事由に該当しない者
  - 一 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第九十九号)附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた準禁

- 治産者を含む。）
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者

**山梨県告示第二百三三号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十四年五月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 委託の相手方  
甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立愛宕山こどもの国のキャンプ場の使用料
- 三 委託の期間  
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

**山梨県告示第二百四号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十四年五月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 委託の相手方  
甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立愛宕山青少年自然の家の使用料
- 三 委託の期間  
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

**山梨県告示第二百五号**

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を

担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十四年五月二日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地
調剤薬局みやび昭和店	中巨摩郡昭和町西条千五百四番地三
昭和脳神経クリニック	中巨摩郡昭和町西条千六百八十番地

**山梨県告示第二百六号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十四年五月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 委託の相手方  
甲府市飯田三丁目二番四十四号 財団法人山梨県農業振興公社
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立フラワーセンターの使用料
- 三 委託の期間  
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

**山梨県告示第二百七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成十四年四月二十三日中野・上野土地改良区の解散を認可した。

平成十四年五月二日

山梨県知事 天野 建

**山梨県告示第二百八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成十四年四月二十三日上宮地土地改良区の解散を認可した。

平成十四年五月二日

山梨県知事 天野 建

**山梨県告示第二百九号**



九五六の四、九五六の五、九五六の六、九五六の七、九五六の八、九五六の九、九五六の二〇、九五六の二一、九五六の二二、九五八の二の二、九五八の二の二の四及び九五八の六

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道	次の図のとおり
道路	
公園	
ごみ置場	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町竜王新町三百四十二番地二 有限会社 竜王土地 代表取締役 藤本文雄

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、朝穂堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十四年五月二日

山梨県知事 天野 建

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	長田 博徳	北巨摩郡明野村浅尾新田四〇四三番地	平成十四年三月三十一日
	輿水 幸人	浅尾一〇五四番地四	
	小幡 芳通	葦崎市穂坂町宮久保三四九番地	
	入戸野義一	北巨摩郡明野村浅尾七六六番地	
	長田 稔	浅尾新田三七〇五番地	
	篠原 錦紫	上手九八八一番地	
	窪田 菊正	九九〇六番地一	
	名取 勝	葦崎市穂坂町宮久保四〇三六番地	

二 就任

	望月 由勝	同	三之蔵五三一六番地	同
	山本 松雄	同	三ツ沢二四三番地	同
	横森 佐男	同	二九二番地	同
監事	横森 良郎	同	宮久保六〇九八番地	同
	篠原 錦也	同	北巨摩郡明野村浅尾六四〇番地	同
	清水 英雄	同	一八九九番地一	同
	中澤 定茂	同	葦崎市穂坂町三之蔵五二四六番地	同

企業局

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	篠原 壽雄	北巨摩郡明野村上手九九五番地	平成十四年四月一日
	輿水 幸人	浅尾一〇五四番地四	
	小幡 芳通	葦崎市穂坂町宮久保三四九番地	
	入戸野信雄	北巨摩郡明野村浅尾七七二番地一	
	長田 稔	浅尾新田三七〇五番地	
	遠藤 孝彦	四〇三一番地	
	内藤 昭三	上手八二四六番地	
	名取 勝	葦崎市穂坂町宮久保四〇三六番地	
	相山 盛利	三ツ沢二八一九番地	
	曾雌 勇義	三之蔵五二〇六番地	
監事	平賀 珪一	三ツ沢二六八八番地	
	山本 松雄	三ツ沢二四三番地	
	篠原 錦也	北巨摩郡明野村浅尾六四〇番地	
	清水 英雄	一八九九番地一	
	横森 良郎	葦崎市穂坂町宮久保六〇九八番地	

山梨県企業局告示第一号

山梨県菅丘の公園管理規程（昭和六十一年山梨県企業局管理規程第七号）第三条に規定する利用料等及び山梨県菅まきばレストラン管理規程（平成六年山梨県企業局管理規程第八号）第六条に規定する飲食料金等の徴収事務を、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定に基づき、次のとおり委託した。  
平成十四年五月二日

山梨県公営企業管理者 篠原 洋

一 委託の相手方

山梨県北巨摩郡高根町大字清里字念場原三、五四五番地の五 財団法人丘の公園管理公社

二 委託の期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年五月二日

山梨県人事委員会

委員長 村松 晃

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の五第三項」に改める。

別表知事の事務部局の項中「及び行政管理担当」を、「行政管理担当及び給与担当」に、「管理公災担当、健康管理担当、給付施設担当及び福利厚生担当のリーダー」を「管理公災担当の課長補佐 健康管理担当、給付施設担当及び福利厚生担当のリーダー」に、「法制・訟務担当の職員」を「法制・訟務担当の課長補佐 法制・訟務担当の職員」に改め、同表教育委員会の項中「教育次長 体育振興監」を「教育次長」に、「課長補佐（課長の事務を代決する権限を有する者に限る。）」を「課長補佐（課長の事務を代決する権限を有する者に限る。）（室長補佐）」に、「福利担当、給与担当、給付公災担当及び健康管理担当のリーダー」を「福利担当の課長補佐 給与担当、給付公災担当及び健康管理担当のリーダー」に、「高校教育課 管理主事」を「高校教育課 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員」に、「教育事務所 所長 次長」

を「教育事務所 所長 副所長 次長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「総務審査担当」を「任用担当」に、「任用担当」を「総務審査担当及び給与担当」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

●平成十四年度山梨県職員採用上級試験の実施

平成十四年度山梨県職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成十四年五月二日

山梨県人事委員会

委員長 村松 晃



1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	警察事務	40名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
社会福祉	警察事務	2名程度	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
社会福祉	社会福祉	1名程度	保健所、病院等に勤務し、精神保健相談、ケースワーク等の業務に従事する。
社会福祉	社会福祉	7名程度	県の福祉施設等に勤務し、児童又は成人の生活指導等の業務に従事する。
薬剤師	薬剤師	4名程度	主に薬事・毒物等の監視、食品衛生等に関する監視又は県立病院での調剤等の業務に従事する。
獣医師	獣医師	3名程度	主にと畜検査、家畜保健衛生及び食品衛生等に関する監視、試験研究等の業務に従事する。
農業	農業	7名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
農業土木	農業土木	3名程度	主に土地改良事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
水産	水産	1名程度	主に水産の振興、水産経営の指導援助、水産技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
林業	林業	4名程度	主に林業の振興、林業経営の指導援助、造林事業、林業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
土木	土木	11名程度	主に道路、河川、都市計画、治山・林道等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
建築	建築	4名程度	主に県有施設的设计・施工管理、建築指導等の業務に従事する。
電気	電気	2名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
図書	図書	1名程度	県の各機関に勤務し、主に図書に関する業務に従事する。
研究(化学)	研究(化学)	2名程度	主に試験研究機関等に勤務し、化学に関する試験研究等の業務に従事する。
研究(機械)	研究(機械)	1名程度	主に試験研究機関等に勤務し、機械に関する試験研究等の業務に従事する。
研究(電気)	研究(電気)	1名程度	主に試験研究機関等に勤務し、電気に関する試験研究等の業務に従事する。
研究(電子)	研究(電子)	1名程度	主に試験研究機関等に勤務し、電子に関する試験研究等の業務に従事する。

2 受験資格

- (1) 受験できる者
- ア 昭和48年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者(獣医師については、昭和46年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者)
  - イ 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成15年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
- 「これと同等以上の学力があると認める者」については、人事委員会事務局に問い合わせること。ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉 社会福祉	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成15年3月31日までに資格を有することとなる者( )
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成15年において最初に実施される薬剤師国家試験までに当該免許取得見込みの者
獣医師	獣医師の免許取得者又は平成15年において最初に実施される獣医師国家試験までに当該免許取得見込みの者
農業	・改良普及員(農業経営)の資格を有する者 ・改良普及員の資格を有する者又は平成15年3月31日までに資格を有することとなる者
司書	司書の資格を有する者又は平成15年3月31日までに資格を有することとなる者

( ) 社会福祉 社会福祉主事及び児童指導員の資格について例示すると次のとおりである。  
社会福祉主事： ・ 大学(専攻課程)で厚生労働大臣の指定科目を3科目以上修めた者  
・ 厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者  
児童指導員： ・ 大学(専攻課程)で心理学、教育学又は社会学を修めた者  
・ 小学校、中学校又は高校の教諭となる資格を有する者など  
その他、詳細については、人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。  
・ 日本国籍を有しない者(司書は除く)  
・ 成年被後見人又は被保佐人(選挙権を有する者を含む)  
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成14年6月23日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで	山梨学院大学 (甲府市通折2-4-5)
	平成14年7月16日(火)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
第2次試験	集団討論 平成14年7月17日(水)[行政職のみ]	
個別面接	平成14年8月7日(水)~9日(金) のうち指定する1日	

4 合格者の発表	
第1次試験合格者	6月下旬 山梨県庁の掲示板（スクラップ用交差点ざわ）に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
最終合格者	8月下旬 山梨県庁の掲示板（スクラップ用交差点ざわ）に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。

上記掲示内容（合格者の受験番号）は、掲示後、山梨県ホームページ（<http://www.pref.yamanashi.jp/>）に掲載する。（掲載期間は、掲載後14日間。発表当日は回線が混み合う可能性がある。）  
なお、電話での問い合わせには、応じない。

5 試験方法		
区分	試験種目	内容
第1次試験 (試験時間120分)	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野別掲) ・出題数50題のうち知識分野30題中20題を選択解答し、知能分野20題を必須解答する。
	専門試験 (試験時間120分)	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野別掲) ・行政職及び警察事務職は、出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・その他の職種は、出題数40題を全問解答する。
第2次試験	論文	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
第2回	人物試験	人柄、志向等を見るため、個別面接を行う。 行政職については、併せて集団討論を行う。
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体検査書」により検査を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

教養試験・専門試験出題分野

行政	警察事務	社会福祉	社会福祉	薬剤師	獣医師	農業	農業者	水産	林業	土木	建築	電気	司書	研究(化学)	研究(機械)	研究(電気)	研究(電子)
政治学、行政学、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学(経済学原論、経済政策、経済史)、財政学、社会政策、国際関係等	社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、応用心理学、社会心理学、教育心理学、社会調査等	社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査、保健衛生等	社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、社会心理学、児童心理学、一般心理学、社会調査、保健衛生等	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬理学、生薬学、薬理学等	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、家畜一般等	栽培学汎論、作物学、園芸学、育苗学、植物生理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般等	水産学通論、漁政、水産生物学、水産海洋学、水産物理学、水産化学、水産資源学、水産増殖学、漁業学、水産利用学、水産経済等	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、抄防工学等	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等	生涯学習概論、図書館概論、図書館資料論、図書館サービスマニュアル論、情報サービスマニュアル論、資料組織概論、図書館経営論、専門資料論、児童サービスマニュアル論等	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機工業化学、有機工業化学、化学工学等	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作等	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第二十四号

高速自動車国道中央自動車道の自動車の通行禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十四年五月二日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

### 別表第一中

六七	中央自動車道 富士吉田線 談合坂サービ スエリア)	北都留野原町大字 北野上野原町大 野字権現四三番 上野原大字北野 地野原大字北野 原四七〇一丁目 （本線）上り線サ ビスエリア内普通 車場への流出ラン プウェイ	自動車	終日	高速	平成一三年 三月一九日 告示第一二 号
六九	中央自動車道 富士吉田線 談合坂サービ スエリア)	北都留野原町大 野字権現四三番 上野原大字北野 地野原大字北野 原四七〇一丁目 （本線）上り線サ ビスエリア内普通 車場への流出ラン プウェイ	自動車	終日	高速	平成一三年 三月一九日 告示第一二 号
九三	中央自動車道 西宮線（大月 インターチェン ジタワーンプ ウェイ）	大月市大月町大 宮ノ東二丁目大 字大月市大月町 かから大月市大 花咲大月市大月 番地先まで上り 面から本線（エ イ）	自動車	終日	高速	平成七年四 月三日 告示第一八 号

6 試験結果の開示  
この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。  
なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等）を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者		合格発表日から1ヶ月間	人事委員会事務局
第2次試験	受験者	総合得点及び順位		

7 合格から採用まで  
合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登録され、任命権者（知事、教育委員会、警察本部長）が採用者を決定する。  
なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。  
資格・免許を必要とする試験職種では、指定日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿に登録されても採用される資格を失う。

8 給与  
この採用試験に合格し採用される者の初任給は、行政職の場合181,400円（平成14年4月1日現在）である。このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤続手当等が要件に応じて支給される。  
初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがある。  
また、採用される職種により、初任給が若干異なる場合がある。

9 受験手続

申込方法	申込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで持参するか、又は郵送すること。郵送の場合は、封筒の表に「上級受験」と朱書し、必ず書留郵便にすること。
受付期間	平成14年5月15日（水）から平成14年5月31日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）。郵送の場合は、5月31日までの消印のあるものに限り返付される。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。
受験票の交付	受験票は、6月7日頃までに到着するよう郵送する。それまでに受験票が到着しない場合には、問い合わせ先へ問い合わせること。 受験票が到着したら、申込み前6か月以内に撮影した写真（タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日必ず持参すること。
問い合わせ先	山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-（丸）県庁別館3階 TEL055-223-1821

注意事項  
・複数の試験職種の申込みはできない。  
・受付期間終了後の試験職種の変更は認めない。  
・試験当日、受付時間に遅れた者は受験できない。  
・試験当日、受験票には写真（上記規格）を貼って持参すること。写真のない者は、受験できない。  
・試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び量食を持参すること。  
（なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、溝はH Bとし、先の細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可）  
・携帯電話等について、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めない。  
大学の構内には駐車できない。



八六	大月市大月町大字花咲字柳	本線上り線	自動	終日	高速	平成一四年
八七	大月市大月町大字花咲字日向一、八二七番地先(大月ウエイと本線上り線との合流部)	料金所方面から本線上り線へ	自動車	終日	大月	平成七年四月三日 告示第一八号
八六	大月市大月町大字花咲字日向一、八二七番地先(大月ウエイと本線上り線との合流部)	長野方面から東京方面へ	自動車	終日	大月	平成七年四月三日 告示第一八号

に改める。  
別表第二中

九三	中央自動車道西宮線(大月ウエイ)	大月市大月町大字花咲字宮ノ東二一、二番地先から大月市大月町大字花咲字柳三、二番地の二先まで(料金所方面から本線上り線へ)	自動車	終日	高速	平成一四年五月二日 告示第二四号
六九	削除				高速	平成一四年五月二日 告示第二四号
六七	中央自動車道富士吉田線(談合坂サビースエリア)	北都留郡上野原町大字大野字権現四、四三番地の一先から北都留郡上野原町大字大野字仲原四、六二三番地の三先まで(本線上り線からサビースエリア内からサビースエリア内駐車場への流出ランプウエイ)(二五〇メートル)	自動車	終日	高速	平成一四年五月二日 告示第二四号

(五〇〇メートル)

に改める。  
別表第三中

四七	中央自動車道富士吉田線(談合坂サビースエリア)	大月市大月町大字花咲字宮ノ東二一、二番地先から大月市大月町大字花咲字柳三、二番地の二先まで(料金所方面から本線上り線へ)	自動車	終日	高速	平成一三年三月九日 告示第一九二号
三七	中央自動車道富士吉田線(談合坂サビースエリア)	長野方面から東京方面へ	自動車	終日	高速	平成一四年五月二日 告示第二四号

四七	中央自動車道 富士吉田線 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先	九 九 〇 〇 ト	自動車	四〇	高速	平成十四年 五月二日 告示第二四号
一〇一	中央自動車道 富士吉田線 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先	二 五 〇 〇 ト	自動車	三〇	高速	平成十四年 五月二日 告示第二四号
一〇三	中央自動車道 富士吉田線 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先	削除			高速	平成十四年 五月二日 告示第二四号

別表第八中  
に改める。

一	中央自動車道 富士吉田線 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先	二	高速	平成十三 年三月九日 告示第一二 号
六	中央自動車道 西宮 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先	二	大塩山	平成一四 年五月二日 告示第一二 号

一	中央自動車道 富士吉田線 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先	三	高速	平成十四 年五月二日 告示第二四 号
六	中央自動車道 西宮 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先	二	高速	平成十四 年五月二日 告示第二四 号
一九	中央自動車道 富士吉田線 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先 大月市大字花咲字上平二 町大字花咲字大月市 二〇七番地の二先	二	高速	平成十四 年五月二日 告示第二四 号

に改める。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）  
第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊  
技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第  
四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の  
規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年五月一日までとする。  
平成十四年五月二日

山梨県公安委員会  
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所		型式の概要	型式名	製造業者又は輸入者名	検定番号
遊技機の種類及び区分	型式名				
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRJAN	マルホン工業株式会社	二〇〇一〇九
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第五号	パチンコ遊技機 規則第六条第五号	パチンコ遊技機 規則第六条第五号	株式会社オリンピア	二四〇一〇〇
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第五号	パチンコ遊技機 規則第六条第五号	パチンコ遊技機 規則第六条第五号	株式会社オリンピア	二四〇〇八七
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第五号(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第五号(別表第一)種特別電動役物	株式会社ミズホ	一四〇三九九
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区鳥森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	株式会社ニューギン	二〇〇〇八五
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	株式会社平和	二〇〇一二六
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	株式会社平和	二〇〇一〇四

株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	株式会社平和	二〇〇一五一
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	マルホン工業株式会社	二〇〇一六〇
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	マルホン工業株式会社	二〇〇一三六
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	株式会社三共	二〇〇一六五

● 技能検定員等審査の実施  
 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識について行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識について行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。  
 平成十四年五月二日

山梨県公安委員会  
 委員長 古屋 忠彦

一 審査の種類  
 1 技能検定員審査

- 2 大型及び普通第二種運転免許の各技能検定員審査  
教習指導員審査
- 2 大型及び普通第二種運転免許の各教習指導員審査

- 二 審査日時及び場所
- 1 審査日時  
平成十四年六月三日(月)  
(午前九時から午後四時まで)
- 2 審査場所  
山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

- 三 受付期間及び場所
- 1 期間  
平成十四年五月七日(火)から平成十四年五月二十三日(木)まで
- 2 場所  
山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

- 四 審査内容
- 1 技能検定員審査  
技能検定に関する技能及び知識
- 2 教習指導員審査  
教習に関する技能及び知識

- 五 審査手数料
- 1 技能検定員審査  
二万二千五十円
- 2 教習指導員審査  
一万二千五百五十円

- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。
- 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けよとする種類を運転することが出来る運転免許証及び当該種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

## その他

● 落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十四年五月二日

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量  
山梨県立図書館電算システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県立図書館資料情報課 山梨県甲府市丸ノ内二丁目三十三番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十四年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 随意契約に係る契約金額  
三千二百六万五千七百四十円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当